

## 条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 埼玉県条例第二十八号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百八十九人」を「二百九十三人」に、「六百八十人」を「六百九十一人」に、「六千九百二十六人」を「七千三十二人」に、「三千六百二十九人」を「三千六百八十三人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。